

宮古島市障害者相談支援事業管理システム構築業務委託公募型プロポーザル 実施要領

1 プロポーザルの目的

宮古島市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第3号及び地域生活支援事業実施要項（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）、宮古島市地域生活支援事業実施要綱（平成28年告示第71号）の規定に基づき、障害者相談支援事業を実施しており、相談記録をエクセル及びワードデータ・紙媒体にて管理を行ってきた。相談支援のケース記録をデータベース化して管理することで、事務効率化を図ることを目的とする。

2 委託事業の内容

(1) 業務名

宮古島市障害者相談支援事業管理システム構築業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日

(3) 業務内容

障害者等に係る一般的な相談支援記録システムの導入。詳細は別紙「宮古島市障害者相談支援記録システム構築業務仕様書」の通り。

(4) 概算事業費

システム構築等導入費 6,270,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

システム保守経費総額（契約締結日～令和9年3月31日の総額）2,179,600円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

※仕様書に定める業務内容に対応した経費を見積もること。

(5) 納入場所

宮古島市役所福祉部障がい福祉課

(6) 留意点

①システムについては、必要なシステムや構築作業を含めた業務委託契約とし、これらシステムや機器の運用保守については、別途契約とする。

②システムの本稼働（運用開始日）は令和5年3月31日までにを行うこととする。

③提案上限額は契約額を示すものでなく、企画運用の規模を示すためのものである。

④上記の予算上限額を限度とし、「宮古島市障害者相談支援記録システム構築業務」についての契約を締結するものとする。

3 応募資格要件

参加する者は以下に示す各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 参加の申込み日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号

の4に該当しない者であること。

- (2) 参加の申込み日において、法令に基づく営業停止処分を受けていない者であること。
- (3) 参加の申込み日において、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事更生法（平成11年法律第255号）に基づき、更正手続き又は更正手続きの開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 参加の申込み日において、自己の不渡手形又は不渡り小切手により、銀行当座取引を停止されていない者であること。
- (5) 参加の申込み日において、国税、都道府県税並びに市町村税を滞納していない者であること。
- (6) 当該業務に関して、主たる事業所等を沖縄県内に有する者であること。
- (7) 沖縄県内の市町村において導入実績があること。
- (8) 宮古島市個人情報保護条例及び宮古島市情報セキュリティポリシーを遵守することについて誓約できること。
- (9) 宮古島市暴力団排除条例第2条の暴力団及び暴力団員に該当しないこと。また、第4条に関わる債務を果たせること。

4 応募の手続き等

- (1) 応募に必要な書類の配布

応募に必要な書類については、宮古島市ホームページからダウンロードし入手すること。

- (2) 応募に係る質問

応募に関する質問がある場合は、質問書（様式1）により電子メールにて提出すること。なお、電子メール以外による質問は受け付けないものとする。

【受付期限】令和4年9月13日 12時必着

【提出先】後記「11 問い合わせ先」宛

※提出の際は、担当者へ電話にて受信の確認を行うこと。

【回答】質問受付後、翌日から起算して5日以内（土日祝日除く。）に、市ホームページに掲載する。

- (3) 企画提案書等の提出

上記3「応募資格要件」を全て満たし、企画提案へ応募する者は、次により持参又は郵送（簡易書留）にて提出すること。

【提出期限】令和4年9月27日 17時必着

※郵送の場合は提出期限内に到着すること。

持参の場合は市役所開庁日の8時30～17時の間のみ受付とする。

【提出先】後記「11 問い合わせ先」宛

【その他】提出された書類については、提案者の承諾なく他に利用しない。

5 提出書類及び企画提案書の作成等

事業へ参加の希望がある者は審査に必要な書類を作成し、提出すること。

(1) 提出書類及び書式、部数等

- ① 企画提案応募申請書兼誓約書（様式 2） 1 部
- ② 企業概要書（様式 4） 8 部(正 1 部 副 7 部)
- ③ 決算書(直近 3 期分)（任意様式） 1 部
- ④ 納税証明書（国税、県税、市町村税分） 1 部
- ⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 1 部
- ⑥ プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステムの認証取得を証明するもの（任意） 1 部
- ⑦ 企画提案書 8 部(正 1 部 副 7 部)
- ⑧ 業務実績報告書（様式 5） 8 部(正 1 部 副 7 部)
- ⑨ システム機能要件仕様書（別紙 1） 8 部(正 1 部 副 7 部)
- ⑩ 業務スケジュール（任意様式） 8 部(正 1 部 副 7 部)
- ⑪ 見積書（様式 6） 8 部(正 1 部 副 7 部)

※上記④⑤については、いずれも発行後 3 ヶ月以内のものを提出すること。

(2) 企画提案書の作成に係る留意点

用紙は、原則として A4 版とする。ただし、図表等については、A3 版も可とする。
提出した企画提案書の差し替えは原則認めない。

6 提案辞退

- (1) 企業提案応募申請書兼誓約書を提出した者が、企画提案を辞退する場合は、企画提案辞退届（様式 3）を持参又は郵送にて提出すること。
- (2) 提案辞退届の提出期限は令和 4 年 9 月 27 日必着とする。

7 受託者の選定

別途定める宮古島市障害者相談支事業管理システム構築業務受託候補者選定委員会（以下、「委員会」という。）の中で、提案者による規格提案書の内容や経費等についてプレゼンテーションを行った後、その内容を審査する。

委員評価の合計点が最も高く、かつ総配点の 50%以上であるものを優先交渉権者とし、時点の者を次点交渉者とする。ただし、最も高い評価点を獲得した提案者が 2 者以上ある場合は、経費の見積価格がより低い者を優先交渉権者とする。

評価及び見積もり額が同じ者が 2 者以上いる場合にはクジ引きにて、優先交渉権者を決めることとする。

応募多数の場合は、一次審査（書面審査等）及び二次審査（プレゼンテーション）に分けて実施、対象事業者を選定する場合がある。その場合の詳細は別途通知する。

選定委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問合せには応じない。

(1) 選定基準

評価項目	審査基準	配点
機能	①提案するシステムの基本性能について、システム機能要件仕様を満たしているか ②要求仕様以外で、業務改善に繋がる有益な提案事項があるか ③容易な情報検索、情報の共有化、帳票出力等資料作成作業等の軽減により事務の効率化が図れるか	30
システム構築に関する取り組み方	システム構築や導入にあたり、取組手法が有効なものとなっているか データ連携について考え方がしっかりと示されており、有効なものとなっているか	20
操作性	画面がみやすいか。入力、印刷等各機能の操作がしやすいか	10
情報セキュリティ	セキュリティ対策や通信障害時の対策が明確に示されているか	10
保守	システム運用体制、システム保守内容が適切であるか	10
作業体制	業務を遂行するために適切な作業体制・作業スケジュールが設定されているか	10
業務実績	同様の業務（福祉分野相談支援関連のシステム導入）の経験や知見があり、本業務を効果的に遂行できる業績を有しているか	10
合計		100

(2) プレゼンテーション

以下の日程でプレゼンテーションを実施する。

【実施日】 令和4年10月7日（金）

【場所】 宮古島市役所

【所要時間】 35分（説明25分 質疑10分）

※開始時間及び順番については、別途通知する。

※出席者は1提案者3名以内とする。

※新型コロナウイルス感染予防対策により、ZOOMでのプレゼンテーションとする。

(3) 結果の通知

選定委員会終了後、各提案者宛に書面により通知する。

8 契約

(1) 契約の締結

優先交渉権者に選定された者は速やかに本市と契約交渉にあたり、提案内容・契約の詳細について協議し、双方合意の後に本業務委託契約を締結する。なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。

(2) 契約保証金

宮古島市契約規則第 26 条第 1 項により、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。但し、宮古島市契約規則第 26 条第 3 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

9 プロポーザルに係る日程等

- | | |
|---------------------------|--------------------------------------|
| (1) 公募開始（実施要領等配布） | 令和 4 年 9 月 7 日（水） |
| (2) 質問書の受付 | 令和 4 年 9 月 7 日（水）～9 月 13 日（火）12:00 |
| (3) 質問回答期限 | 令和 4 年 9 月 21 日（水） |
| (4) 企画提案書類受付期間 | 令和 4 年 9 月 21 日（水）～ 9 月 27 日（火）17:00 |
| (5) プレゼンテーション実施及び選定委員会の開催 | 令和 4 年 10 月 7 日（金） |
| (6) 審査会結果通知 | 令和 4 年 10 月中旬 |

10 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出期限後における書類等の差し替え及び再提出は認めない。提出された書類等について、虚偽の記載を行い、その他不正な行為をした場合には、失格となること及び指名停止その他の措置を講ずることがある。
- (4) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、委員会の委員の選任後から本契約の案件の受託候補者決定までの間において、本契約案件に関して直接、間接を問わず、自らを有利にまたは他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。
- (5) 決定の前後を問わず、他者への妨害行為が報告された際には、調査を実施し、妨害行為が確認された際には、参加資格を失うことがある。

11 問い合わせ先

〒906-8501 宮古島市平良字西里 1140 番地
宮古島市 福祉部 障がい福祉課 基幹相談支援センター
担当：山城（やましる）
TEL (0980) - 73-1975 / FAX (0980) - 73-1963
E-mail: fs.syougai@city.miyakojima.lg.jp

